

特殊法人の独立行政法人化等に伴う政府出資額の増減について

旧法人名	国民生活金融公庫	政府出資額	381,186,000,000円
法人名 (業務承継法人名)	株式会社日本政策金融公庫 (右は国民生活金融公庫から承継された国民一般向け業務勘定に係る政府出資額のみを記載)	政府出資額	578,186,000,000円
組織変更年月日 (業務承継年月日)	平成20年10月1日	増減額	197,000,000,000円
政府出資額が増減することの根拠法令	<p>株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年五月二十五日法律第五十七号） 附則 （出資） 第八条 国民生活金融公庫等は、公庫の設立に際し、公庫に対し、国民生活金融公庫等の解散の日の前日において現に政府から国民生活金融公庫等に出資されている出資額（国民生活金融公庫にあつては当該額に附則第十四条の規定により政府から出資があつたものとされた金額を加えた額とし、国際協力銀行にあつては独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律（平成十八年法律第百号）による改正前の国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号。以下「改正前国際協力銀行法」という。）第二十三条第一項に規定する国際金融等業務に係る出資額とする。）に相当する財産（附則第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項及び第十八条第二項の規定により国が承継する資産を除く。）を、それぞれ出資するものとする。</p> <p>（国民生活金融公庫の解散等） 第十四条 附則第四十二条の規定による廃止前の国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号。以下「旧国民生活金融公庫法」という。）第二十二條の二第二項及び第三項の規定による政府の無利子貸付金のうち政令で定める金額は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の時に返済されたものとし、その返済されたものとされた政府の無利子貸付金の額に相当する金額が、その時に、政府の一般会計から国民生活金融公庫に対し出資されたものとする。</p> <p>株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年四月十八日政令第百四十三号） 附則 （一般会計からの出資額） 第五条 法附則第十四条に規定する政令で定める金額は、千九百七十億円とする。</p>		
政府出資額が増減した理由	同上の法附則第十四条に基づく措置によるもの。		

備 考	<p>繰越利益剰余金 ▲473,058,853,825円計上あり。</p> <p>繰越利益剰余金が発生した理由</p> <ul style="list-style-type: none">・会計基準の変更に伴う、賞与引当金、退職給付引当金の計上、貸倒引当金の増加等によるもの。 <p>株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年五月二十五日法律第五十七号）</p> <p>附則</p> <p>第二十一条 前条の規定により整理した場合において、第四十一条各号に掲げる業務に係る勘定ごとにそれぞれの勘定に属する資産の額から負債並びに資本金及び資本準備金の額の合計額（同条第一号に掲げる業務に係る勘定にあつては、当該合計額に附則第六条第一項に規定する経営改善資金特別準備金の額を加えた額）を減じて得た額は、当該それぞれの勘定に属する剰余金として整理するものとする。</p> <p>2 前項の場合において、それぞれの勘定に属する剰余金の額が零を上回るときは、当該額は、当該勘定に属する利益準備金とする。</p> <p>3 前二項の場合において、公庫の設立時の剰余金の額は、公庫のすべての勘定に属する剰余金の額の合計額とし、公庫の設立時の利益準備金の額は、公庫のすべての勘定に属する利益準備金の額の合計額とする。</p>
-----	--

特殊法人の独立行政法人化等に伴う政府出資額の増減について

旧法人名	農林漁業金融公庫	政府出資額	316,967,000,000円
法人名 (業務承継法人名)	株式会社日本政策金融公庫 (右は農林漁業金融公庫から承継された農林水産業者向け業務勘定に係る政府出資額のみを記載)	政府出資額	316,967,000,000円
組織変更年月日 (業務承継年月日)	平成20年10月1日	増減額	0円
政府出資額が増減することの根拠法令	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年五月二十五日法律第五十七号） 附則 (出資) 第八条 国民生活金融公庫等は、公庫の設立に際し、公庫に対し、国民生活金融公庫等の解散の日の前日において現に政府から国民生活金融公庫等に出資されている出資額（国民生活金融公庫にあつては当該額に附則第十四条の規定により政府から出資があつたものとされた金額を加えた額とし、国際協力銀行にあつては独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律（平成十八年法律第百号）による改正前の国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号。以下「改正前国際協力銀行法」という。）第二十三条第一項に規定する国際金融等業務に係る出資額とする。）に相当する財産（附則第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項及び第十八条第二項の規定により国が承継する資産を除く。）を、それぞれ出資するものとする。		
政府出資額が増減した理由	政府出資額の増減はない。		
備考	利益準備金 2,797,092,787円計上あり。 利益準備金が発生した理由 ・土地の時価評価による増加等によるもの。 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年五月二十五日法律第五十七号） 附則 第二十一条 前条の規定により整理した場合において、第四十一条各号に掲げる業務に係る勘定ごとにそれぞれの勘定に属する資産の額から負債並びに資本金及び資本準備金の額の合計額（同条第一号に掲げる業務に係る勘定にあつては、当該合計額に附則第六条第一項に規定する経営改善資金特別準備金の額を加えた額）を減じて得た額は、当該それぞれの勘定に属する剰余金として整理するものとする。 2 前項の場合において、それぞれの勘定に属する剰余金の額が零を上回るときは、当該額は、当該勘定に属する利益準備金とする。 3 前二項の場合において、公庫の設立時の剰余金の額は、公庫のすべての勘定に属する剰余金の額の合計額とし、公庫の設立時の利益準備金の額は、公庫のすべての勘定に属する利益準備金の額の合計額とする。		

特殊法人の独立行政法人化等に伴う政府出資額の増減について

旧法人名	中小企業金融公庫（右は融資勘定、証券化支援保証業務勘定に係る政府出資額のみを記載）	政府出資額	494,775,000,000円
法人名 (業務承継法人名)	株式会社日本政策金融公庫 (右は中小企業金融公庫から承継された中小企業者向け融資・証券化支援保証業務勘定に係る政府出資額のみを記載)	政府出資額	494,775,000,000円
組織変更年月日 (業務承継年月日)	平成20年10月1日	増減額	0円
政府出資額が増減することの根拠法令	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年五月二十五日法律第五十七号） 附則 （出資） 第八条 国民生活金融公庫等は、公庫の設立に際し、公庫に対し、国民生活金融公庫等の解散の日の前日において現に政府から国民生活金融公庫等に出資されている出資額（国民生活金融公庫にあつては当該額に附則第十四条の規定により政府から出資があつたものとされた金額を加えた額とし、国際協力銀行にあつては独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律（平成十八年法律第百号）による改正前の国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号。以下「改正前国際協力銀行法」という。）第二十三条第一項に規定する国際金融等業務に係る出資額とする。）に相当する財産（附則第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項及び第十八条第二項の規定により国が承継する資産を除く。）を、それぞれ出資するものとする。		
政府出資額が増減した理由	政府出資額の増減はない。		

備 考	<p>繰越利益剰余金 ▲ 315,307,400,661円計上あり。</p> <p>繰越利益剰余金が発生した理由</p> <ul style="list-style-type: none">・会計基準の変更に伴う、賞与引当金、退職給付引当金の計上、貸倒引当金の増加等によるもの。 <p>株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年五月二十五日法律第五十七号）</p> <p>附則</p> <p>第二十一条 前条の規定により整理した場合において、第四十一条各号に掲げる業務に係る勘定ごとにそれぞれの勘定に属する資産の額から負債並びに資本金及び資本準備金の額の合計額（同条第一号に掲げる業務に係る勘定にあつては、当該合計額に附則第六条第一項に規定する経営改善資金特別準備金の額を加えた額）を減じて得た額は、当該それぞれの勘定に属する剰余金として整理するものとする。</p> <p>2 前項の場合において、それぞれの勘定に属する剰余金の額が零を上回るときは、当該額は、当該勘定に属する利益準備金とする。</p> <p>3 前二項の場合において、公庫の設立時の剰余金の額は、公庫のすべての勘定に属する剰余金の額の合計額とし、公庫の設立時の利益準備金の額は、公庫のすべての勘定に属する利益準備金の額の合計額とする。</p>
-----	---

特殊法人の独立行政法人化等に伴う政府出資額の増減について

旧法人名	中小企業金融公庫（右は証券化支援買取業務勘定に係る政府出資額のみを記載）	政府出資額	24,476,000,000円
法人名 (業務承継法人名)	株式会社日本政策金融公庫 (右は中小企業金融公庫から承継された中小企業者向け証券化支援買取業務勘定に係る政府出資額のみを記載)	政府出資額	24,476,000,000円
組織変更年月日 (業務承継年月日)	平成20年10月1日	増減額	0円
政府出資額が増減することの根拠法令	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年五月二十五日法律第五十七号） 附則 （出資） 第八条 国民生活金融公庫等は、公庫の設立に際し、公庫に対し、国民生活金融公庫等の解散の日の前日において現に政府から国民生活金融公庫等に出資されている出資額（国民生活金融公庫にあつては当該額に附則第十四条の規定により政府から出資があつたものとされた金額を加えた額とし、国際協力銀行にあつては独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律（平成十八年法律第百号）による改正前の国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号。以下「改正前国際協力銀行法」という。）第二十三条第一項に規定する国際金融等業務に係る出資額とする。）に相当する財産（附則第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項及び第十八条第二項の規定により国が承継する資産を除く。）を、それぞれ出資するものとする。		
政府出資額が増減した理由	政府出資額の増減はない。		

備 考	<p>繰越利益剰余金 ▲478,586,544円計上あり。</p> <p>繰越利益剰余金が発生した理由</p> <ul style="list-style-type: none">・会計基準の変更に伴う、賞与引当金、退職給付引当金の計上、貸倒引当金の計上等によるもの。 <p>株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年五月二十五日法律第五十七号）</p> <p>附則</p> <p>第二十一条 前条の規定により整理した場合において、第四十一条各号に掲げる業務に係る勘定ごとにそれぞれの勘定に属する資産の額から負債並びに資本金及び資本準備金の額の合計額（同条第一号に掲げる業務に係る勘定にあつては、当該合計額に附則第六条第一項に規定する経営改善資金特別準備金の額を加えた額）を減じて得た額は、当該それぞれの勘定に属する剰余金として整理するものとする。</p> <p>2 前項の場合において、それぞれの勘定に属する剰余金の額が零を上回るときは、当該額は、当該勘定に属する利益準備金とする。</p> <p>3 前二項の場合において、公庫の設立時の剰余金の額は、公庫のすべての勘定に属する剰余金の額の合計額とし、公庫の設立時の利益準備金の額は、公庫のすべての勘定に属する利益準備金の額の合計額とする。</p>
-----	--

特殊法人の独立行政法人化等に伴う政府出資額の増減について

旧法人名	中小企業金融公庫（右は信用保険等業務勘定中小企業信用保険・融資事業、機械保険経過業務勘定、破綻金融機関等関連特別保険等特別勘定に係る政府出資額のみを記載）	政府出資額	751,077,407,741円
法人名 (業務承継法人名)	株式会社日本政策金融公庫 (右は中小企業金融公庫から承継された信用保険等業務勘定に係る政府出資額のみを記載)	政府出資額	751,077,407,741円
組織変更年月日 (業務承継年月日)	平成20年10月1日	増減額	0円
政府出資額が増減することの根拠法令	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年五月二十五日法律第五十七号） 附則 （出資） 第八条 国民生活金融公庫等は、公庫の設立に際し、公庫に対し、国民生活金融公庫等の解散の日の前日において現に政府から国民生活金融公庫等に出資されている出資額（国民生活金融公庫にあつては当該額に附則第十四条の規定により政府から出資があつたものとされた金額を加えた額とし、国際協力銀行にあつては独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律（平成十八年法律第百号）による改正前の国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号。以下「改正前国際協力銀行法」という。）第二十三条第一項に規定する国際金融等業務に係る出資額とする。）に相当する財産（附則第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項及び第十八条第二項の規定により国が承継する資産を除く。）を、それぞれ出資するものとする。		
政府出資額が増減した理由	政府出資額の増減はない。		

備 考	<p>繰越利益剰余金 ▲704,597,523,408円計上あり。</p> <p>繰越利益剰余金が発生した理由</p> <ul style="list-style-type: none">・会計基準の変更に伴う、賞与引当金、退職給付引当金、保険契約準備金の計上等によるもの。 <p>株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年五月二十五日法律第五十七号）</p> <p>附則</p> <p>第二十一条 前条の規定により整理した場合において、第四十一条各号に掲げる業務に係る勘定ごとにそれぞれの勘定に属する資産の額から負債並びに資本金及び資本準備金の額の合計額（同条第一号に掲げる業務に係る勘定にあつては、当該合計額に附則第六条第一項に規定する経営改善資金特別準備金の額を加えた額）を減じて得た額は、当該それぞれの勘定に属する剰余金として整理するものとする。</p> <p>2 前項の場合において、それぞれの勘定に属する剰余金の額が零を上回るときは、当該額は、当該勘定に属する利益準備金とする。</p> <p>3 前二項の場合において、公庫の設立時の剰余金の額は、公庫のすべての勘定に属する剰余金の額の合計額とし、公庫の設立時の利益準備金の額は、公庫のすべての勘定に属する利益準備金の額の合計額とする。</p>
-----	---

特殊法人の独立行政法人化等に伴う政府出資額の増減について

旧法人名	国際協力銀行 (国際協力銀行の業務は、株式会社日本政策金融公庫と独立行政法人国際協力機構に承継されており、右は、前者に承継した国際金融等業務に係る政府出資額のみを記載)	政府出資額	1, 0 0 5, 5 0 0, 0 0 0, 0 0 0 円
法人名 (業務承継法人名)	株式会社日本政策金融公庫 (右は、国際協力銀行から承継された業務に係る政府出資額のみを記載)	政府出資額	1, 0 0 5, 5 0 0, 0 0 0, 0 0 0 円
組織変更年月日 (業務承継年月日)	平成20年10月1日	増 減 額	0 円
政府出資額が増減することの根拠法令	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年五月二十五日法律第五十七号） 附則 （出資） 第八条 国民生活金融公庫等は、公庫の設立に際し、公庫に対し、国民生活金融公庫等の解散の日の前日において現に政府から国民生活金融公庫等に出資されている出資額（国民生活金融公庫にあつては当該額に附則第十四条の規定により政府から出資があつたものとされた金額を加えた額とし、国際協力銀行にあつては独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律（平成十八年法律第百号）による改正前の国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号。以下「改正前国際協力銀行法」という。）第二十三条第一項に規定する国際金融等業務に係る出資額とする。）に相当する財産（附則第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項及び第十八条第二項の規定により国が承継する資産を除く。）を、それぞれ出資するものとする。		
政府出資額が増減した理由	政府出資額の増減はない。		

備 考	<p>利益準備金 712,592,319,124円計上あり。</p> <p>利益準備金が発生した理由</p> <ul style="list-style-type: none">・土地の時価評価による増加等によるもの。 <p>株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年五月二十五日法律第五十七号）</p> <p>附則</p> <p>第二十一条 前条の規定により整理した場合において、第四十一条各号に掲げる業務に係る勘定ごとにそれぞれの勘定に属する資産の額から負債並びに資本金及び資本準備金の額の合計額（同条第一号に掲げる業務に係る勘定にあつては、当該合計額に附則第六条第一項に規定する経営改善資金特別準備金の額を加えた額）を減じて得た額は、当該それぞれの勘定に属する剰余金として整理するものとする。</p> <p>2 前項の場合において、それぞれの勘定に属する剰余金の額が零を上回るときは、当該額は、当該勘定に属する利益準備金とする。</p> <p>3 前二項の場合において、公庫の設立時の剰余金の額は、公庫のすべての勘定に属する剰余金の額の合計額とし、公庫の設立時の利益準備金の額は、公庫のすべての勘定に属する利益準備金の額の合計額とする。</p>
-----	---